

やなぎ通信

2019年7月号



相続・後見のプロフェッショナル
大阪無料相談所 岡谷野区あべのベルタ
監修：やなぎ総合法務事務所



外国人生活支援相談所
大阪ビザ申請サポート・外国人生活支援相談所
VISA SUPPORT IN OSAKA / 監修 行政書士法人やなぎK A J Iグループ

発行：司法書士法人やなぎ総合法務事務所
行政書士法人やなぎK A J Iグループ

やなぎグループから
旬の法律ニュースをお届け

TOPIC

「外国籍の方の相続について（韓国版）」

このたび、皆さまお馴染みのSNSツール“LINE”で、弊所の専用 LINE@ ページを開設致しました。
ニュースレター・LINEを通じて、皆さまのお役に立てるような情報を随時発信してまいります。
内容に関するお問い合わせやご質問がありましたら、是非お問い合わせください。



司法書士法人やなぎ総合法務事務所 代表社員 柳本良太 よりご挨拶



ようやく梅雨が明け、夏の暑さも本番となりました。

熱中症、夏バテに注意が必要な季節です。しかし、実際に自分が熱中症を引き起こしているかどうかを判断できる人は意外にも多くないようで、気づかぬうちに発症しています。

熱中症対策としては「こまめな水分補給」や「エアコンや扇風機の活用」と言われています。

夏に備えて、しっかり対策をしましょう。

司法書士法人やなぎ総合法務事務所
代表社員 柳本良太

外国籍の方の相続手続きについて どの法律によって手続きをするのか？

相続については、被相続人（亡くなった方）が日本国籍の場合は日本の法律が適用されます。
国際私法に関する事例については「法の適用に関する通則法」（以下「通則法」）により準拠法を定める必要があります。

◆原則は被相続人の本籍のある国の法律を適用

法の適用に関する通則法（以下「通則法」といいます）第36条では「相続は、被相続人の本国法による」旨規定しており、被相続人が外国籍であれば、本籍のある国の法律に基づいて相続手続きをすることになります。

◆地域によって法律が異なる国の場合（例：アメリカの各州）

地域によって法律が異なる国については、「その国の規則に従い指定される法（中略）を当事者の本国法とする」とし、「そのような規則がない場合にあつては、当事者に最も密接な関係がある地域の法」を当事者の本国法とする旨規定しています。被相続人の国籍がアメリカである場合、条文中に規定する「その国の規則に従い指定される法」はないのが通説で、「当事者に最も密接な関係がある地域」（密接関係地）を決めなければなりません。つまり、密接関係地となる州の法律が本国法となります。密接関係地は出身地や住所などを参考に決定します。

◆国籍が複数ある場合（例：ヨーロッパ諸国の一部、ロシア、フィリピン、オーストラリア等）

日本では認められていませんが、被相続人が外国人の場合、2つ以上の国籍を持っていることがあります。国により、多重国籍を認める国や条件付きで容認する国があります。

通則法では、当事者に2つ以上の国籍がある場合について「その国籍のうちのいずれかが日本の国籍であるときは、日本法を当事者の本国法とする」旨規定しています。

日本の国籍がない場合は、「その国籍を有する国のうちに当事者が常居所を有する国があるときはその国の法を、その国籍を有する国のうちに当事者が常居所を有する国がないときは当事者に最も密接な関係がある国の法を当事者の本国法とする」旨規定しています

◆本国法の規定で日本法に従う場合（例：アメリカ・イギリス・中国等における不動産について）

通則法第41条では「当事者の本国法によるべき場合において、その国の法に従えば日本法によるべきときは、日本法による」と定められています。

アメリカ、イギリス、中国などでは、現預金や有価証券など動産の相続は被相続人の本国の法律に従うこととされている一方、不動産の相続はその所在する国の法律に従うこととされています。

たとえば、被相続人の国籍が中国である場合は、日本にある不動産については日本の法律に基づいて相続することになります。

いずれの場合も専門的な判断になりますので、国際的な相続等を得意とする専門家に相談されるのが良いでしょう。

